

令和6年 秋の墨田区交通安全運動 実施計画

墨田区	1
警視庁本所・向島警察署	9
東京消防庁本所・向島消防署	12
国土交通省東京国道事務所	13
東京都第五建設事務所	14
東京都交通局江東自動車営業所	15
京成バス株式会社奥戸営業所	16
東日本旅客鉄道株式会社錦糸町営業統括センター	17
東武鉄道株式会社とうきょうスカイツリー駅	18
京成電鉄株式会社押上駅	19



墨田区交通安全対策協議会

実施事項	内容
1 会議の開催	<p>(1) 8月20日(火)に墨田区交通安全対策協議会幹事会を開催し、令和6年秋の墨田区交通安全運動実施要領、同実施計画を審議する。</p> <p>(2) 8月23日(金)に墨田区交通安全対策協議会を開催し、令和6年秋の墨田区交通安全運動実施要領、同実施計画を審議、決定する。</p>
2 広報活動	<p>(1) 町会・自治会、保育園、幼稚園、小・中学校、区の施設等に対して交通安全運動ポスターを配付し運動を周知する。</p> <p>(2) 区役所庁舎に「交通安全運動実施中」の懸垂幕を掲出するほか、区広報車、青色防犯パトロールカーにより街頭宣伝活動を実施する。</p> <p>(3) 墨田区ホームページ、区報、ケーブルTV等を活用した広報活動を実施する。</p>
3 交通安全意識の普及・啓発	<p>(1) 交通安全運動推進用の各種資機材購入のための補助金を、本所及び向島交通安全協会に支出する。</p> <p>(2) 自転車の安全利用に関する啓発活動を行う。</p> <p>(3) 路上放置の自転車・二輪車に対して啓発活動を行う。</p>
4 交通安全施設等の点検及び整備	<p>(1) 標識の損傷の有無及び汚れ状況の確認</p> <p>(2) ガードレールの損傷の有無及び汚れ状況の確認</p> <p>(3) 反射鏡の損傷の有無及び汚れ状況の確認</p> <p>(4) 交差点付近の視距を遮る物の有無</p> <p>(5) (1)～(4)を点検後、必要により整備を行う。</p>
5 道路損傷箇所の点検及び補修	<p>危険箇所の点検と危険防止の措置</p> <p>(1) 道路のパトロール・点検(歩道の落込・陥没、縁石・側溝・樹蓋等の破損)</p> <p>(2) (1)の点検後、損傷箇所の補修を行う。</p>
6 道路上工事現場の点検及び指導監督	<p>(1) 交通事故防止のための保安対策</p> <p>(2) 現場内の資機材等の整理・整頓</p> <p>(3) (1) \ (2) の実施期間・実施工事・実施箇所</p> <p>令和6年9月21日～令和6年9月30日</p> <p>南辻橋取付道路工事</p> <p>墨田区立川四丁目14番から江東橋五丁目11番まで</p> <p>令和6年9月21日～令和6年9月30日</p> <p>新辻橋撤去道路築造工事</p> <p>墨田区江東橋五丁目11番先から江東橋一丁目2番先まで</p>

実 施 事 項	内 容
7 道路損傷箇所の点検及び補修指導	<p>令和6年9月21日～令和6年9月30日 特別区道墨49号路線 道路バリアフリー整備工事 墨田区業平四丁目5番先から業平五丁目11番先まで</p> <p>令和6年9月21日～令和6年9月30日 特別区道墨119号路線(曳舟川通り) 墨田区東向島六丁目45番先から八広五丁目10番先まで</p> <p>沿道工事及び建築工事等に伴う道路損傷について点検を強化し、適正施工を行う。 9月21日～9月30日 墨田区内全域</p>
8 道路占用工事現場の点検及び指導監督	<p>占用工事現場の埋戻し、覆工等の適正施工について指導を強化する。 9月27日 墨田区管内</p>
9 道路不正使用の是正指導及び違法掲出広告物の除去	<p>道路上における商品置場・足場・自動販売機等の適正使用を指導する。 道路上に不法掲出されている看板を除去し、道路の美化及び交通の安全を図る。 道路不正使用の是正取締 9月25日 墨田区北部地域(向島地区)</p>
10 職員に対する啓発・周知	<p>区職員に対して、庁内電子掲示板で文書により交通安全運動の周知と交通安全マナーの普及を図る。</p>

実 施 事 項	内 容
1 墨田区のお知らせによる啓発	墨田区のお知らせ「すみだ」9月21日号に、9月21日から9月30日にかけて実施される秋の交通安全運動の記事を2面または3面に掲載する予定である。
2 ケーブルTVの区政情報提供番組等による啓発	<p>区民への交通安全意識の啓発を、ケーブルTVの区政情報提供番組の「区からのお知らせ」としてキャスターから情報提供を行う予定である。</p> <p>放送週 : 9月第3週(9月15日~21日)</p> <p>再放送週: 9月第4週(9月22日~28日)</p>

実 施 事 項	内 容
交通安全のつどい	<p>(1) 東駒形コミュニティ会館 ア 日 時 9月下旬 イ 内 容 交通安全ビデオ視聴後横断訓練 ウ 対 象 小学生低学年</p> <p>(2) 梅若橋コミュニティ会館 ア 日 時 10月下旬 イ 内 容 交通安全ハロウィンイベント ウ 対 象 幼児親子・小学生全般</p> <p>(3) 横川コミュニティ会館 ア 日 時 9月下旬 イ 内 容 警察官に講師を依頼しての交通安全教室 ウ 対 象 小学生低学年</p>

実 施 事 項	内 容
1 交通安全教育の啓発 推進	<p>(1) すみだふれあいセンター福祉作業所</p> <p>ア 朝礼時及び終礼時に交通安全運動の趣旨や、通所に際しての注意すべき交通ルールを利用者に周知する。</p> <p>イ 各保護者に対して通所時の事故防止について協力を呼びかける。</p> <p>(2) すみだ障害者就労支援総合センター</p> <p>就労移行支援施設の利用者に対して、交通安全運動を周知するとともに、交通に関して注意する事項や守るべきルール等を利用者と再確認する。</p> <p>(3) 高齢運転者に対する周知活動</p> <p>運転免許証の自主返納制度の案内チラシを窓口に配置するとともに、老人クラブ等を通じて高齢運転者に制度の周知を行う。</p>

実 施 事 項	内 容
<p>1 交通安全運動と交通安全教室(区立保育園)</p>	<p>(1) 保育園から園児の保護者へ配付する「保育園だより」に交通安全運動の趣旨を掲載し、本運動の普及・啓発を図る。 対 象 27園 約1,800世帯</p> <p>(2) 保育園の園庭、ホール及び交通公園等を利用した交通安全教室を実施し、園児の交通安全に対する知識の普及、実践に努める。 対 象 27園 3・4・5歳児を中心に約1,200名 (単独園方式もしくは拠点方式で実施)</p> <p>(3) 園外保育を活用し、交通ルールについての実地訓練を実施する。</p> <p>(4) 保育園の散歩方法や交通ルールについて、警察署へ園児及び職員に対する指導を要請する。</p>
<p>2 交通安全運動のPR(区立児童館11館)</p>	<p>(1) 児童館から、利用者及び区民(町会、学校等)へ配付している「児童館の行事のお知らせ」に、交通安全の標語、運動の趣旨について掲載する。</p> <p>(2) 児童館の掲示板にポスター、ぬり絵などを掲示する。</p> <p>(3) 来館者、学童クラブ利用児童に対して、交通安全に関するビデオ上映会等の交通安全行事を実施する。</p> <p>(4) 学童クラブ利用児童に交通安全に関する注意喚起をする。</p>

実 施 事 項	内 容
1 情報配信	すみだ安全安心メールにおいて、交通安全を呼びかける情報を配信する。
2 パトロール	<p>青色防犯パトロールカーによる警戒を強化する。</p> <p>当該車については、区内を巡回(時間帯:午前9時~午前2時)し、防犯や交通安全の見守り活動等を実施している。交通安全運動期間中においては、車搭載スピーカーによる交通安全啓発を行うとともに、特に下校時の児童・生徒の通学路の安全確認に一層配慮する。</p>
3 関係機関との連携	<p>警察署等との連携を図る。</p> <p>青色防犯パトロールカーは毎日警察署(本所署・向島署)に立ち寄り、交通安全に係る最新情報等を共有した上で、巡回パトロールを実施する。</p>

実 施 事 項	内 容
1 広報活動の推進	<p>会議の開催</p> <p>校長会等において、交通安全運動の推進について周知徹底を図る。</p>
2 交通安全教育・指導 推進	<p>交通安全指導員の派遣</p> <p>幼稚園及び小中学校で行う交通安全教室に交通安全指導員を派遣し、交通安全教育の充実を図る。(通年事業)</p>
3 各学校実施事項	<p>(1)交通安全講話 朝礼等集会時における全校児童・生徒を対象とした指導</p> <p>(2)学級での指導 学級単位の指導</p> <p>(3)交通安全教室 警察署・交通安全指導員等による実地の指導</p> <p>(4)自転車教室 点検・整備・乗り方(ヘルメットの着用含む)・免許証の交付</p> <p>(5)通学路の安全点検</p> <p>(6)登下校時(幼稚園含む)の指導・パトロール</p> <p>(7)ポスター・標語の作成、掲出・校内放送によるPR</p> <p>(8)街頭での啓発活動</p>
4 その他	<p>「子ども学校安全ボランティア」の募集</p> <p>登下校時の児童の安全への取組を更に充実させるため、登下校時のパトロールや見守り活動、あいさつ運動等について、保護者を含めた区民を対象に、学校単位でボランティアを募集している。</p> <p>区公式ホームページ等も活用し、ボランティア募集について周知を図る。</p>

実 施 事 項	内 容
1 広報啓発活動及び交通安全教育	<p>(1) 管内の交通事故実態や道路交通環境に即した安全な交通行動を促すことのできる参加・体験・実践型の交通安全教育を推進する。</p> <p>(2) テレビ、新聞、ラジオ、SNS、自治体の広報誌（紙）、街頭や店舗に設置するデジタルサイネージ等、あらゆる情報メディアを活用し、交通安全啓発動画を放映するなど、都民の心に響く広報啓発活動を推進する。</p> <p>(3) 運転者に対して、法令上、横断歩道に歩行者がいけないことが明らかな場合を除き、直前で停止可能な速度で進行する義務と、横断歩道における歩行者優先義務があることの認識を徹底するとともに、歩行者の側方を通過する場合には歩行者との間に安全な間隔を保ち、又は徐行をするなどの「思いやり・ゆずり合い」の気持ちを持った運転を実践するよう広報啓発活動を推進する。</p> <p>(4) 交通課の窓口等を高齢運転者相談窓口とし、高齢運転者やその家族の相談に対し、高齢運転者の加齢に伴う身体機能の変化を踏まえた安全運転の継続に必要な助言・指導を行い、必要がある場合は運転免許自主返納制度や自主返納後の生活支援の周知を図るとともに、地域包括支援センター等の行政窓口についても教示する。</p> <p>(5) 薄暮時間帯の交通事故抑止のため、「トワイライト・オン運動」を推進するとともに、路上寝込み等を早期に発見するための走行用前照灯使用（対向車や歩行者がいけない状況におけるハイビームの使用）について広報啓発活動を推進する。</p> <p>また、歩行者及び自転車利用者に対して、反射材用品やLEDライト等の着用を促進する。</p> <p>(6) 自転車乗用中の信号無視や一時停止違反など、危険性・迷惑性が高い行為の防止に関する広報啓発を行い、都民の交通安全意識を高める。</p> <p>(7) 飲酒運転の禁止はすべての車両（電動キックボードや自転車も含む）が対象であることを周知徹底するため、交通安全情報を活用するなど広報啓発活動を推進する。</p> <p>特に、酒類小売店舗及び酒類提供飲食店等に対して、飲酒運転をさせないためのマニュアルを活用した来客店対応を求めるなど、飲酒運転の抑止を図る。</p> <p>(8) 自転車利用者に対しては、各種警察活動を通じて、自転車は車両との認識を持たせるとともに、「自転車安全利用五則」を始めとする様々な交通ルールを遵守させる広報啓発活動を推進する。</p> <p>(9) 街頭活動時の交通安全教育等においては、自転車の交通事故のうち約４割が出合い頭事故であり、その主な原因である信号無視と一時不停止は重大事故に発展しやすいことを理解させるとともに、自転車利用者に対して「赤信号は止まる」「一時不停止場所では必ず止まる」という２つの「止まる」をキーワードとした交通ルールに焦点を絞った重点的な広報啓発活動等を推進する。</p>

実 施 事 項	内 容
	<p>(10) 自転車利用者のヘルメット着用促進については、自転車乗用中の死者の約6割強が頭部損傷が原因となっていること、ヘルメット未着用時の致死率が着用時と比べて約2.7倍も高いことを周知しながら、あらゆる機会を通じて広報啓発活動を推進する。</p> <p>また、東京都及び墨田区ではヘルメット購入助成制度を実施しており、各種活動時には墨田区役所とも連携を密に行い、ヘルメットを着用していない自転車利用者に対して同制度の周知と活用を促す。</p> <p>(11) 自転車を利用する宅配事業者やデリバリーサービスを活用して営業している飲食店等に対しては、交通安全に関する情報発信を行うなど、交通安全の取組への協力を依頼するとともに、昼間帯や夕食時など自転車配達員が多く活動する時間帯に絞った街頭指導を実施する。</p> <p>(12) 電動キックボード等の交通違反は、信号無視と通行区分違反が約9割を占めていることから、このような違反実態を捉え、交通ルールの遵守についてもウェブサイト、SNSなどの各種媒体を活用した情報発信を行うとともに、販売事業者、シェアリング事業者、関係機関・団体と連携した広報啓発を推進する。</p> <p>また、違反者の約7割が10歳代、20歳代であることから、若年層に対する安全教室を実施するなど、効果的な広報啓発を推進する。</p> <p>(13) 電動キックボード等のうち、特定小型原動機付自転車に該当するものは、ヘルメットの着用が努力義務であることから、頭部保護の重要性とヘルメット着用による被害軽減効果を強調した広報啓発を行うなどし、運転者のヘルメット着用を促進する。</p> <p>(14) 電動キックボード等に係る飲酒運転、信号無視等の悪質・危険な違反行為のほか、通行区分違反、横断歩行者等妨害等の歩行者に危険を及ぼすおそれの高い違反行為に重点を置いた取締りを強化するとともに、利用者の多い時間帯における取締りや夜間における繁華街での検問等を推進する。</p> <p>(15) 電動キックボード等の販売事業者等は、購入者等に対し、交通安全教育を行う努力義務が課せられていることから、事業者等による交通安全教育が適切に行われるように指導助言を行う。</p> <p>(16) ペダル付原動機付自転車はペダルを漕いで走行したとしても原動機付自転車等に該当することについて、販売店及び購入者への周知を図る。</p> <p>(17) 街頭活動を通じ、直接二輪車利用者に対して、ヘルメットのあごひもの確実な結着や胸部プロテクターの着用等の安全装備の必要性を啓発する。</p> <p>また、速度超過は交通事故につながりやすいことや、単独事故や右直事故が多いといった二輪車交通事故の特徴について広報啓発活動を推進する。</p> <p>(18) 二輪車利用者の情報交換の場となっている二輪車販売店等に対し、二輪車の事故情勢や交通安全情報等を提供して、来店する二輪車利用者への安全運転の呼びかけを依頼し、さらに当庁や二輪車団体等が開催する初心者や運転に不慣れな利用者に向けた二輪車実技教室の紹介を依頼するなど、</p>

実 施 事 項	内 容
2 関係機関・団体等との連携の強化	<p>広報啓発活動を推進する。</p> <p>(1) 自治体、学校、交通安全協会、町内会、自治会、自動車運送事業者、鉄道事業者、交通ボランティア等との連携を強化するとともに、これまで運動に参加したことのない企業・団体等に対しても参加、協力を要請するなど、運動の拡大を図る。</p> <p>(2) スクールゾーンにおいて交通ボランティア等の協力を得る際には、歩行中の年齢別死傷者数が最も多い7歳児童等を含むこどもの交通事故防止を図るため、「違反させない」環境づくりに向けた活動を促進する。</p> <p>(3) 児童等の安全を確保する「通学路安全運転呼びかけ隊」等の結成に向けた働き掛けのほか、各種モデル企業等の拡大など、既存の交通安全組織の活性化を推進する。</p> <p>(4) 東京交通少年団BAGS(バッグス)の活動活性化と認知度の向上を図るほか、各種該当活動を通じてのチラシの配布や小学校における交通安全教育の機会等を活用した満天星への加入促進を図る。</p> <p>(5) 若い世代の交通安全意識の向上を図るため、学校関係者及び会社経営者等への働き掛けにより、中学生、高校生、大学生、若手社会人等の交通ボランティア活動への参加を促進する。</p> <p>(6) 飲酒運転や路上横臥(飲酒酩酊等による路上寝込み)による重大交通事故の発生を防止するため、管内企業や関係団体等に対する広報啓発の協力を依頼する。</p>

実 施 事 項	内 容
1 広報活動の推進	<p>消防署及び各消防出張所にポスターを掲出し、交通安全意識の啓発を図るとともに、交通安全運動の広報を実施する。</p>
2 安全教育の推進	<p>(1) 車両感覚の把握を目的としたフィギュア訓練及び車両誘導要領の習熟を目的とした誘導訓練を実施し、交通事故防止のための技量向上を図る。 (2) 当番日の大交替時に、「緊急走行時の交通事故防止の 10 則」の確認を実施し、緊急走行時における交通事故防止意識の高揚を図る。 (3) 災害出場後にドライブレコーダーの確認、緊急走行時の赤信号交差点の通過要領等振り返り訓練を実施し、乗車員全員の意識の高揚を図る。 (4) 安全運行に関する DVD を視聴することで交通事故防止意識を高める。 (5) 車両諸元性能を確実に把握した車両運行の徹底を図る。</p>
3 安全運転管理	<p>(1) 大交替時、運転者の体調及び酒気帯び確認を実施する。 (2) 消防車両等の点検整備の徹底を図り、安全運行管理を推進する。 (3) 車両運行前には必ず車両周囲を一巡し、乗車員全員がシャッターの閉め忘れなどの安全確認を実施した後に運行することを周知徹底する。 (4) 災害出場及び車両出向時には、運転者及び同乗員全員によるコメンタリードライブに努める。 (5) 災害出場時、赤信号交差点を通過する際は、交差点進入前と交差する車線ごとの確実な一時停止と徐行での通過を徹底する。 (6) 車両後退時や狭隘路通行時は、必ず誘導員を配置し交通事故防止を図る。 (7) 疲労による交通事故を防止するため、救急自動車運転者の当務中の交替乗車を計画的に推進する。 (8) 業務遂行時に自転車を利用する場合は、法令の遵守及び東京都自転車の安全で適正な利用の促進に関する条例に基づき、ヘルメット着用の徹底を図る。</p>

実 施 事 項	内 容
1 道路パトロール	防護柵・視線誘導標・道路照明・道路標識等の交通安全施設の点検を実施する。
2 来所者や事務所職員 に対する周知・啓発	来所者や事務所職員の交通安全意識の高揚を図るため、事務所内にポスター等を掲示し、全国交通安全運動の主旨を広く周知・啓発する。

実 施 事 項	内 容
1 交通安全施設等の点検整備	<p>(1) 歩行者、自転車利用者、特に子ども、高齢者及び障害者の交通の安全を確保するため、利用者の立場に立って交通安全施設等を総合的に点検し、必要な措置を講ずる。</p> <p>点検項目 - 誘導用ブロック及びシート、歩道の段差や勾配、街きよ、縁石類、路面の状況、区画線、道路照明、歩道橋、街路樹など</p> <p>(2) 車両の交通事故を防止するため、見通しの悪い道路における交通安全施設等を点検し、必要な措置を講ずる。</p> <p>点検項目 - 防護柵、道路標識、道路反射鏡、視線誘導標、障害物表示灯など</p>
2 道路使用の適正化	<p>道路、特に歩道上の看板、商品等による不法占用物件の撤去等については是正指導を行うとともに、道路交通の障害になっている放置自転車等に対し、地元関係者の協力及び関係機関との連携を図り、道路パトロールを強化すること等により、道路の不適正な利用の是正を図る。</p>

実施事項	内容
1 会議の開催	<p>(1) 交通局全体会議 交通局自動車部が主催する安全対策会議及び運行管理者会議に出席し、全国交通安全運動の主旨や、実施事項について確認する。</p> <p>(2) 営業所会議 江東自動車営業所内において「事故防止委員会」を開催し、全国交通安全運動の推進体制を確立、全国交通安全運動における主旨の徹底を図り、実施事項について決定する。</p>
2 教育活動	<p>(1) 運転者講習会 本所警察署から講師を招き、全国交通安全運動の周知を図る。</p> <p>(2) 所内 ア 事故防止委員会において実施する事となった具体的内容の周知徹底を図る。 イ 車両整備管理者による日常点検の立会い指導を行う。</p>
3 安全運動の励行	<p>(1) 乗務員への注意喚起の強化 ア 重点項目を設定し、乗務員へ注意喚起を行う。 イ 交通法規の遵守(特にシートベルトの完全着用・イエローストップの厳守)</p> <p>(2) 添乗指導の強化 ア 着座確認、マイク活用を中心に添乗調査を実施する。 イ 添乗調査結果をもとに、適切なアドバイスを行い、安全運行及びお客様サービスのレベル向上を図る。</p> <p>(3) 街頭指導の強化 錦糸町駅等において、関係職員による街頭指導を強化する。 〔確認事項〕 ア 発車時の車内マイクの積極的活用(特に高齢者の転倒防止) イ 起終点における確実な車内点検の実施</p> <p>(4) テロ対策の強化 ア 「車内点検の確実な実施」を重点項目に掲げ、不審物を見逃さない体制を取る。 イ 終業点呼時に車内点検実施状況の確認を行う。</p>
4 広報活動	<p>(1) 掲示物の掲出(庁舎内外、発車場)</p> <p>(2) 横断幕の掲出(庁舎外側)</p> <p>(3) 所内での掲示(ハザードマップで事故発生箇所の確認)</p>

実 施 事 項	内 容
1 会議の開催	<p>(1) 毎月開催している営業所長会議及び次長会議の中で、秋の交通安全運動の主旨及び実施細目等の説明を実施する。</p> <p>(2) 営業所内に於いて毎月「第一金曜日」に事故防止対策会議及び職員会議を開催しその中で、交通安全運動実施に伴う主旨・実施細目について運行管理者に説明周知し、運動期間前における交通事故防止等について小集団活動にて乗務員へ周知を図る。</p>
2 重点項目	<p>(1) 子供と高齢者を始めとする歩行者の安全の確保</p> <p>(2) 夕暮れ時以降の早めのライト点灯</p> <p>(3) 自転車の安全確保と道路交通法の遵守</p> <p>(4) 飲酒運転等の悪質・危険な運転の根絶</p>
3 実施項目	<p>(1) 子どもとその保護者及び高齢者の交通安全意識の向上を図るため、啓発活動の推進と歩行者の安全を確保する為に横断歩道通過時の歩行者妨害に対する意識向上と実践へ向けた教育を実施。</p> <p>(2) 3つのあげる運転、止まってあげる・譲ってあげる・待ってあげるの気持ちで優しい運転の実施。</p> <p>(3) 薄暮時間帯における事故発生状況と交通事故を乗務員に理解させ、防衛運転の大切さについて教育を実施する。</p> <p>(4) 安全教室の実施(9月末シルバー人材センターにて実施予定)により、バスからの死角体験等により歩行者側の知識を広めると共に、安全意識の向上を目指す。</p> <p>(5) 乗務員へ直近で起きた飲酒運転による事故事例と合わせた飲酒のルールと「あおり運転」について再教育を実施する。</p>
4 社内行事	<p>(1) 本社役員等による営業所巡視(ドラレコ画像を用いた安全講話の実施)</p> <p>(2) 本社及び営業所による日常点検査察・早朝点呼査察の実施</p> <p>(3) 本社及び営業所による主要交差点での安全活動の実施</p> <p>(4) 無線を活用した「交通安全運動実施中」についての啓発活動を実施</p> <p>(5) 「交通事故死ゼロを目指す日」の安全運動</p> <p>(6) 本社管理職による安全安心なバス運行作りの為の添乗</p>

実 施 事 項	内 容
1 広報活動の推進	<p>(1) ポスター掲出のほか、構内放送や発車標の活用により本運動を周知する。</p> <p>(2) 駅前放置自転車等に関する各種キャンペーンへの参画</p>
2 社員への啓発	<p>点呼等を活用し、交通ルールの遵守と正しい交通マナーの実践を周知するとともに、交通事故を防止する対策に取り組んでいく。</p> <p>(1) 酒気帯び・薬物使用運転禁止、運転免許証携帯、横断歩道手前での減速等、交通ルールの遵守と交通マナーの実践</p> <p>(2) シートベルト（後部座席含む）の正しい着用と歩行時の反射材着用推進</p> <p>(3) 夕暮れ時における車両ライトの早め点灯の徹底</p> <p>(4) ヘルメット着用等、自転車の交通ルール・マナーの実践</p>
3 お客さまの事故防止	<p>お客さまの転落、触車による死傷事故防止に向けて取り組む。</p> <p>(1) 構内巡回やホーム出場の際は早め出場を励行し、お客さまの転落、触車による死傷事故防止に努める。</p> <p>(2) 放送で歩きスマホおよび駆け込み乗車禁止の注意喚起を実施する。</p> <p>(3) ポスターの掲出を行なう。（「線路内の落し物は駅社員が対応」「歩きスマホによる人との衝突や線路内転落」「黄色い点字ブロックの内側を歩こう」等）</p> <p>(4) 配慮が必要なお客さまやお困りのお客さま等への接客的な声かけや見守りを実施する。</p> <p>(5) 通路の段差や傾斜及び勾配の点検整備</p> <p>(6) 誘導ブロックの点検整備</p>
4 その他の取り組み	<p>千葉支社の指示文書に基づき実施する。</p>

実 施 事 項	内 容
1 会議の開催	管理者会議を開催し、実施計画を検討する。
2 交通安全意識の高揚	<p>(1) 交通安全運動実施要領を駅報で発行し、掲示板に掲出すると共に引継簿を活用し、社員に対して交通安全運動の主旨を周知徹底する。</p> <p>(2) 社員に対して点呼等で交通安全意識の高揚を図る。</p> <p>(3) 交通安全運動期間中に駅構内に立看板を掲出し、旅客に交通安全運動期間中であることを周知する。</p> <p>(4) 弊社作成の冊子を関係警察署に配付し、踏切巡回やパトロールについての助言及び指導を頂き、事故防止の強化に取り組む。</p>
3 踏切道安全通行の啓発	交通ルールについてのPRを踏切道で行い、自動車、二輪車、歩行者に対する交通指導を行う。
4 踏切道環境の整備	踏切道保安設備、標識等の点検整備を行う。
5 旅客負傷事故防止	<p>(1) 列車の進入・進出時は旅客の状況に注意して、転落、触車等による負傷事故の防止に努める。</p> <p>(2) 旅客の駆け込み乗車に注意して負傷事故の防止に努める。</p> <p>(3) 酔客の行動に注意し、ホームでは状況によって酔客をホーム中程に誘導して事故防止に努める。</p>
6 線路内立入りと歩行の取締り	<p>構内巡回の際は、電車留置線内に公衆の立入りがいないかどうか注意する。</p> <p>現在、防犯カメラについては、とうきょうスカイツリー駅周辺高架化工事に伴い、工事期間中は一時撤去している。</p>
7 放送案内の強化	駅構内の放送設備及び旅客用案内表示器を活用し、事故防止と交通安全運動のPRを行う。
8 職員の自家用車等による事故防止	自転車・特定小型原動機付自転車利用時のヘルメット着用と交通ルールの遵守と防衛運転の励行を駅報及び点呼等で周知する。

実 施 事 項	内 容
1 交通安全に対する意識高揚	<p>(1) 点呼時において墨田区交通安全運動の趣旨徹底を図るため、運輸部報及び交通法規の遵守を徹底する。</p> <p>(2) 各マニュアルを再確認し、不安全箇所の発見に努める。</p>
2 踏切事故防止	<p>(1) 全踏切道を点検し、不良箇所の補修・改善に努める。</p> <p>(2) 踏切道の巡回に努め、不安全行動者に対し注意を促す。</p> <p>(3) 踏切道に啓発看板を掲げ、利用者に注意喚起を図る。</p> <p>(4) 押上第1号踏切道にて、交通ルールの啓発活動を実施し、置石・投石防止の注意喚起を図る。</p>
3 旅客負傷事故の防止	<p>(1) 列車に旅客の乗車が完了してから車掌に閉扉合図を送り、扉挟み事故防止に努める。</p> <p>(2) 触車事故、軌道転落事故、駆け込み乗車を防止するため、啓発放送を実施するほか、案内表示スクロールで注意喚起を促し、協力を図る。</p> <p>(3) 軌道転落発見時は、列車非常停止装置を動作させ、事故防止に努める。</p>
4 列車事故の防止	<p>運転取扱いにおける基本動作の徹底、異常時における安全な運転取扱い(連動扱いの手順・マニュアルの再確認)及び運行管理の徹底</p>
5 広報活動	<p>(1) 駅事務室出入り口等、お客様の見やすい箇所へ「交通安全運動実施中」のポスターを掲出する。</p> <p>(2) 駅・ホーム等に「踏切事故防止」のポスターの掲出</p> <p>(3) 駅・列車内にて交通安全運動の啓発放送の実施</p>
6 職員に対する交通ルール厳守	<p>点呼、職場巡回時において、交通従事員であることを再認識させ、交通ルールを遵守するよう周知徹底を図る。</p>

墨田区交通安全対策協議会事務局

墨田区都市整備部

土木管理課交通安全担当

〒130-8640 墨田区吾妻橋 1-23-20

TEL 5608 - 6203 (直通)

FAX 5608 - 6410

e-mail KOUTSUANZEN@city.sumida.lg.jp